

平成 20 年 7 月 29 日
午後 18 時 30 分～20 時 30 分
清瀬市健康センター 第 2 会議室

第 3 回清瀬市保健福祉総合計画策定委員会・障害者専門部会次第

会議次第

1．関係団体・事業所ヒアリング

- ・第 1 グループ 視覚障害者「四季の会」
清瀬市手をつなぐ親の会
清瀬わかば会
蒼空会
清瀬園
- ・第 2 グループ 喜望園
東京アフターケア協会
清瀬療護園
社会福祉協議会

2．その他

3．次回開催について

日 時：平成 20 年 7 月 29 日（月） 午後 18 時 30 分～

場 所：清瀬市健康センター 第 2 会議室

< 配布資料 >

- ・ ヒアリングにかかる資料

1 関係団体・事業所ヒアリング

視覚障害者「四季の会」

設問 1 障害者自立支援法のサービス体系・制度となるにあたって、利用者負担により「サービスの利用抑制」や「生活への圧迫」が懸念されていました。負担軽減策も講じられていますが、実際に新体系となって、当初、懸念されていたことについて会員・利用者の皆様からはどのような意見が出されていますか。

回 答 皆さんの負担がかからないような方法で調整しているというのが実情。基本的には、サービスを利用して家計を圧迫しないよう我慢している面もあることは事実である。

設問 2 障害区分認定に関して、実態が適切に反映されないのではないかと懸念されていましたが、この点についてはどのような意見が出されていますか。

回 答 この点について特に問題にはなっていない。ただし、視覚障害者は、自立支援法によりたくさんのサービスができたにもかかわらず、使えるサービスは、限られているという実感はある。

設問 3 上記 1 のような「負担」などの経済的な理由ではなく、サービス提供の体制が十分でないために、必要なサービスが利用できないという意見がだされていませんか。もし、そのような意見があるとすれば、それはどのサービスについての意見ですか。

回 答 情報提供のサービスについて不十分さを感じる。例えば電卓・バスなどの公共機関の機械が新しくなったり、郵便局や銀行のシステムが新しくなったり、新しいパソコンの機能が付加されたりしても、私たちはその情報を得るすべが無いと感じることが多い。

設問 5 平成 15 年 3 月に策定した「清瀬市福祉総合計画」では、「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」など、3つの理念を掲げて施策を推進してきました（別紙 2 参照）。会員・利用者の皆様から出される意見や要望から勘案して、これらの理念は実現されてい

ると思われますか。実現されていないとすれば、どのようなことが問題ですか。

回 答 ノーマライゼーションというのは、共生が大事で、市民にいかに関与できるかが大事なことである。清瀬市のまちづくりの場合、道が狭い、歩道が無い、点字ブロックに上に平気で自転車が止まっているなど、一般的なマナーがなかなか守られていないことが問題である。せめて公共施設のエレベーターに音声機能を付けるなどは、最低限やってほしい。

設問6 その他、上記で書ききれなかったことがございましたらご自由にお書きください。

回 答 まちづくりで大切なことは、安心して歩けるまち、安心して買い物のできるまち、私たちが困っているときには気軽に声をかけてくれるようなまちをつくって行くことであると思う。そのためには、幼いうちから学校教育などで、障害者について学ぶことが大切だと思う。そんな、みんなにやさしいまちになってほしいと思う。

座 長：ありがとうございました。それでは委員の方でご質問等ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

4 福祉作業所 清瀬市子をつなぐ親の会

設問1 障害者自立支援法のサービス体系・制度となるにあたって、利用者負担により「サービスの利用抑制」や「生活への圧迫」が懸念されてきました。負担軽減策も講じられていますが、実際に新体系となって、当初、懸念されていたことについて会員・利用者の皆様からはどのような意見が出されていますか。

回 答 新体系になっていないのでわかりません。

設問2 障害区分認定に関して、実態が適切に反映されないのではないかと懸念されていましたが、この点についてはどのような意見が出されていますか。

回 答 知的障害者の実態に合わないのが、実態に合うように改善して欲しい。

設問3 上記1のような「負担」などの経済的な理由ではなく、サービス提供の体制が十分でないために、必要なサービスが利用できないという意見がだされていませんか。もし、そのような意見があるとすれば、それはどのサービスについての意見ですか。

回 答 どのようなサービスがあるか、もう少し教えて欲しい。

設問4 障害者自立支援法のサービス体系は別紙1のとおりであり、生活に係る基本的なサービスを提供する仕組みです。このような基本的なサービスだけでは充足できない多様な二

ーズがあると思われませんが、この点についてどのような意見が出されていますか。

回 答 ひとりで生活していくためのグループホームが不足していると思う。

設問 5 平成 15 年 3 月に策定した「清瀬市福祉総合計画」では、「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」など、3 つの理念を掲げて施策を推進してきました（別紙 2 参照）。会員・利用者の皆様から出される意見や要望から勘案して、これらの理念は実現されていると思われませんか。実現されていないとすれば、どのようなことが問題ですか。

回 答 障害者が地域で生活していくためには、障害者に対してまわりの方の理解が必要。小さい時からの教育が必要。

座 長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

-2 清瀬福祉作業所

設問 2 新体系への「移行」に関し、経過措置が適用されている市内の施設・事業所では、まだ、移行しているところはありません。貴施設・事業所では、いつごろ、どのサービスに移行することを予定していますか。また、「移行」に関して明確でない場合は、どのようなことが移行に関する意思決定を困難にしていますか。

回 答 自立支援法施行時に、「他法人の傘下に入る道」を選択した。理由は親の会会員 19 名では後援会組織も無いので、独自の運営は無理と判断した。
その後、清瀬東校の市買い上げの話があり、そこに入り家賃が無いことを前提に、法人化して新法に移行をすれば作業所を現状のまま維持できるのかなと考えている。
とはいえ、作業所の現状は変わらないので利用者をなんとか増やしたとしても、給付金だけでは安定した運営は厳しいと考えている。資金面のことが一番の問題。

設問 3 障害者自立支援法では、障害のある人の「就労」が重視されており、市内の施設・事業所の皆様も、就労支援の推進が必要だと課題提起されていました。貴施設・事業所の利用者で、就労を希望する人への支援体制（独自の取り組み、関連機関との連携など）はどのようになっていますか。一般企業へ就職するいわゆる「一般就労」と、授産施設などでのいわゆる「福祉的就労」とに分けて、その状況をご回答ください。

回 答 「一般就労について」

希望者はいましたが、少ない職員では職場開拓などできなかった。

就労支援センターを利用して、現在 1 名が登録し、工場見学等就職活動をしている。

他にも 2、3 名の可能性を持っている方がいるので是非働く機会を与えて欲しいと思う。

設問 4 その他、上記で書ききれなかったことがございましたらご自由にお書きください。

座 長：ありがとうございました。委員の方で質問等ございましたらどうぞ。

委 員：17名の利用者さんということで、職員の方は何名いらっしゃいますか。

説 明 者：職員は常勤3名、非常勤4名。非常勤のうち2名は学生です。あと、ボランティアの2名で支えてもらっています。

委 員：これで20名に増やすとなると相当大変なことになってきますね。

説 明 者：そうですね。

座 長：他はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

委 員：市のほうへの質問、確認ですが、先ほど二十歳以上になると他市ではサービスが受けられずというお知らせが入るということで、やはり清瀬でも実行していますか。

事 務 局：福祉の手引きというものを毎年更新して作っておりまして、そういう方には差し上げています。サービス等も手帳を取得すればサービスメニュー等も書いてあります。ただし、二十歳になったから二十歳の人に全員配るといようなことは、現在はしておりませんので、今後考えていかないといけないかと思えます。

座 長：福祉法は18歳で年金が高くとられますので、そのへんのこともあるのかと思いますが、他にいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

1 清瀬わかば会

設問1 障害者自立支援法のサービス体系・制度となるにあたって、利用者負担により「サービスの利用抑制」や「生活への圧迫」が懸念されていきました。負担軽減策も講じられていますが、実際に新体系となって、当初、懸念されていたことについて会員・利用者の皆様からはどのような意見が出されていますか。

回 答 将来の需要見込みが甘い、法制度の仕組みが不明確、利用者負担の増大、将来への不安
今後事業所がつぶれないのか心配

設問2 障害区分認定に関して、実態が適切に反映されないのではないかと懸念されていきましたが、この点についてはどのような意見が出されていますか。

回 答 程度区分の判定の仕方に納得できない。質問項目が障害の現状とあっていない。
障害者個人をよく理解してから判定してほしい。判定者の違いにより結果に差が出るのは困る。障害の程度、区分の決定方法が理解しにくい。

「選択の時代」「権利」といいながら、区分によって利用サービスが選べない事に疑問を感じる。何のための障害区分が良くわからない。何かレッテルを貼られているようだ。

設問3 上記1のような「負担」などの経済的な理由ではなく、サービス提供の体制が十分でないために、必要なサービスが利用できないという意見がだされていませんか。もし、そのような意見があるとすれば、それはどのサービスについての意見ですか。

回 答 ・移動支援サービス

知的障害者への移動支援サービスが可能な事業者は、市内に1箇所しかなく人材不足で、思うような利用ができない。結果として、他市の事業所を利用している。

・短期入所施設

市内には、知的障害者を対象とした短期入所施設が無く、遠方の施設へ預けることとなり、利用者が不安定な状況に陥ってしまう。

・緊急一時支援施設

清瀬市障害者福祉センターにより実施されているものの、人材面で不安がある。食事は家庭に近いものを出してほしい。

・日中一時支援

障害のある乳幼児から成人まで、必要なときに受け入れられるサービスを市内に作って欲しい。

・相談・援助業務

障害児・者に対して、24時間いつでも相談ができ、対応可能な相談援助機関を作りたい。

・その他

障害が違い、それを理解するにはある程度時間がかかる。ヘルパーの方は専属で付いてほしい。障害の程度が重く、両親がみていやらないと生きていけない。今ある施設が経済的な事が理由で無くなっていくことに憤りを感じる。

サービスを共通で利用することは、経済的かもしれないが、障害の程度の差があるため十分に行き届かない。現在、日中系のサービスはあるが、必ずしも充実しているとは限らない。障害に合わせて選べる様にして欲しい。市内に知的の入所施設が欲しい。

設問4 障害者自立支援法のサービス体系は別紙1のとおりであり、生活に係る基本的なサービスを提供する仕組みです。このような基本的なサービスだけでは充足できない多様なニーズがあると思われませんが、この点についてどのような意見が出されていますか。

回 答 現在、私たちが行なっている活動は、放課後や長期休暇中、障害のある子どもが集団で活動することを通じて成長・発達を支援しています。それはあくまで、東京都の独自施策があるためです。自立支援法のサービス体系の内『児童デイ・サービス』では、小学生までという年齢制限があると同時に小学生が3割以上いる場合、報酬単価が大幅に下

がる。地域活動支援事業の『日中一時支援事業』も学齢児を対象とするものの、ほとんどの場合、障害のある成人を含んだ日中の一時的、単発的な預かり事業として位置づけられていて、子どもの成長・発達を支援する視点が希薄に感じます。

この様に、障害の重い子や、中高生などの年長の子どもたちのニーズに対応して、彼らの成長・発達を支援する国の制度は、今のところ存在していません。その中、自立支援法の法内事業を中心に、障害者福祉を展開することが基本となっています。

法律の中の事業に当てはめると言うことではなく、現在ある事業、そしてニーズがあることを制度化、事業化して欲しい。そうでないのなら、私たちの事業・活動がなくなってしまうのではないかと、不安です。

設問5 平成15年3月に策定した「清瀬市福祉総合計画」では、「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」など、3つの理念を掲げて施策を推進してきました（別紙2参照）。会員・利用者の皆様から出される意見や要望から勘案して、これらの理念は実現されていると思われませんか。実現されていないとすれば、どのようなことが問題ですか。

回 答 実現していないと思います。会員の要求は多岐にわたっていますが、サービスは要求に見合っておらず、家庭で、ケアしなければならぬ状況です。別紙2の障害者福祉計画体系の実現を心より望みます。

特に、（3）地域生活支援サービスの充実を進め、情報提供・相談窓口の確立をはかり、よりよいサービスが提供できる事を望みます。

平成15年3月に策定した「清瀬市福祉総合計画」の3つの理念が、どのくらい実現しているのか、清瀬市としての見解をお聞きしたい。そして、実際に学齢児・青年と家に引きこもっている事例が何件もある。どこかに所属しているからこそ、関係者で相談に乗ったり、市の担当に繋いだり出来ています。また、会員の中にはケースワーカーに会った事がないという方も多い。自ら相談に行ける人ばかりではなく、誰かのアプローチを待っているご家庭もあるということをご理解下さい。

設問6 その他、上記で書ききれなかったことがございましたらご自由にお書きください。

回 答 わかば会としても、様々な活動をしている。その中でも特に「青年学級」の活動については、何も財源保障のない中、活動を進めてきている。学校を卒業し、「就労」にばかり焦点が当たるが、「働き続ける」には、「充実した余暇活動」「気持ちを許せる仲間」が必要不可欠だと考えます。また、在宅になる方々も多くいます。財源不足そしてそれに伴い当然人材不足で、十分なケアが出来ていないのが現状です。反比例するように、卒業し「青年」になる方々は増える一方です。また、学童クラブにおいても待機者が多く、ニーズは高まるばかりです。このような様々な事業を安定して行える様に、清瀬市としてもより一層の支援をお願いしたいと思います。

2 工房わかば

設問 1 障害者自立支援法の体系・制度となるにあたって、「利用者負担による利用者の減少」、「低いサービス報酬」、「スタッフの待遇悪化」などが施設・事業所の運営に大きく影響すると懸念されていました。実際に新体系・制度となって、貴施設・事業所の運営はどのような状況であり、どのようなことが課題となっていますか。

回 答 低すぎる報酬単価と職員の配置基準が問題。このままでは福祉が崩壊してしまうので、行政の独自対策を求め。事務量の増加が顕著に現れ、就労会計ということでもますます増大してくる。これらのことから人材不足が深刻な問題となっている。
給食問題も深刻である。障害を持つ人だからこそ障害に見合った直営方式が望まれるが、今の制度化では給食サービスも思うように進まずまた、材料費、燃料費の高騰もありこのままの価格でサービスを続けるのは大変厳しい。自治体の事業所への補助を検討していただきたい。

設問 3 障害者自立支援法では、障害のある人の「就労」が重視されており、市内の施設・事業所の皆様も、就労支援の推進が必要だと課題提起されていました。貴施設・事業所の利用者で、就労を希望する人への支援体制（独自の取り組み、関連機関との連携など）はどのようになっていますか。一般企業へ就職するいわゆる「一般就労」と、授産施設などでのいわゆる「福祉的就労」とに分けて、その状況をご回答ください。

回 答 「一般就労」について

職員の検討委員会を立ち上げ論議中だが、現在いる利用者が、工房わかばを退所することがない事業移行を考えている。また、特別支援学校在校生や一般就労している人の受け入れもできる事業を検討している。しかし、前述したように、この制度のまま新法移行しても、現在の支援体制を維持することは難しいと考えている。

「福祉的就労」について

働くことだけが支援なのか？労働をどう捉えるかが問題ではないのか？（労働以外の支援をどう捉え位置づけていくのか？）市は、市内一括の仕事の確保、障害の重い人でも働ける仕事の確保に努力して欲しい。現在、一般就労してもその後のフォローが無い状態で、無理に一般就労を進めるのはいかなものか。

設問 4 その他、上記で書ききれなかったことがございましたらご自由にお書きください。

回 答 新法の下で、重度の障害を持つ人はどの様に日中活動の場・生活の場を確保していくのか捉えにくい。障害者自立支援協議会の役割が見えてこない。この自立支援協議会の中で、市としてどのようなサービスが必要で、どこが担っていくのか等を検討しながら数値目標を上げる必要がある。

座 長：ありがとうございました。それでは委員の方から質疑がありましたらどうぞ。

委 員：事務が増えたということですが、時間外労働の増加、もしくは新しい事務員の手当て等はどうか。

説 明 者：私どもの場合は、残念ながら給食の問題で栄養士さんが辞めました。また、事務員さんも辞めました。現在新しい事務員さんを取りましたが、一般事務では経理のみになってしまうため、一般事務については結局私がやらなくてはいけない実情です。時間外労働は一般職員がすれば時間外労働になりますので、どうしても管理部門でやらざるを得ないのが実態だと思います。

座 長：他にございますか。辞められた理由ははっきりしているのですか。

説 明 者：はい。さきほど給食が離職の問題だと申しましたが、今までは業者で済んでいたものが、現在はなるべく安いものを探さなければなりません。農家の方からB級品を入れてもらうという努力もしていますが、栄養士はそういうことが出来ないということで辞めました。

座 長：ありがとうございました。

委 員：最後のところに昨年度立ち上げた自立支援協議会の役割が見えてこないというのがありますがもう少し詳しくお願いします。

説 明 者：事務局がいらっしゃるので、よろしいですか。

事 務 局：清瀬市の自立支援協議会につきましては、今年の3月に立ち上げて、1回の顔合わせをしております。まだ中身がどのような協議をしていくか、また、そのどのような専門部会を作っていくか等、詳細については決まっていないところです。なるべく早めに機能する自立支援協議会を作っていきたいと思っておりますので、また皆様にはご協力いただくかと思っておりますがよろしくをお願いします。

座 長：ありがとうございました。他の委員さん、よろしいですか。

-1 精神障害者家族会蒼空会

設問1 障害者自立支援法のサービス体系・制度となるにあたって、利用者負担により「サービスの利用抑制」や「生活への圧迫」が懸念されていきました。負担軽減策も講じられていますが、実際に新体系となって、当初、懸念されていたことについて会員・利用者の皆様からはどのような意見が出されていますか。

回 答 再度の月額上限額の改定に伴い、安定している。

現状の福祉サービス受給に際しては、不整合・不適切の感はない。

設問3 上記1のような「負担」などの経済的な理由ではなく、サービス提供の体制が十分でないために、必要なサービスが利用できないという意見がだされていませんか。もし、そのような意見があるとすれば、それはどのサービスについての意見ですか。

回 答 精神障害者のヘルパーサービス受給について、規制緩和に伴い、全てのステーションでの受け入れができるようになったことは利用者としては喜ばしい。一方で障害特性に係る一部の処遇困難ケース等への対応において限界があり、精神障害者専門のステーションでは、その低単価及び利用件数の少なさ故にコーディネーター（経費）の確保・事業所の運営（経費の確保）そのものが成り立たない。

設問4 障害者自立支援法のサービス体系は別紙1のとおりであり、生活に係る基本的なサービスを提供する仕組みです。このような基本的なサービスだけでは充足できない多様なニーズがあると思われませんが、この点についてどのような意見が出されていますか。

回 答 家族・当事者のレスパイトサービスについて、ショートステイ機能がより身近に、気軽に活用できることが望まれる。

地域活動支援センターの増設について、現行の地域活動支援センターは、旧法精神障害者地域生活支援センターの事業が継承されたものであり、相談支援及び地域生活支援事業の展開でスタッフ（数）及び施設環境（広さ）は飽和状況にある。旧法小規模作業所の社会適応訓練プログラムとしての工賃作業を導入できる地域活動支援センターが必要とされる。就労継続支援事業所の現実が、就労偏重を余儀なくされるあまりに、本来の社適プログラムの導入を阻害している。

地域ホットラインシステムの創設について、現行相談支援事業の日中活動として一部対応しているが、夜間及び休祭日等への対応（特に障害特性としての悩み事や孤独感等）は現行スタッフ体制としては対応出来難い。

公的保証人制度の創設について、各地において提起されはじめ、一部先行している問題でもあるが、新法の目指す退院促進事業においても、又グループホームからの転出先に際しても、その地域生活実現の最大のネックが賃貸借契約に際しての保証人の確保にある。

-2 ベーカリーショップどんぐり

設問1 障害者自立支援法の体系・制度となるにあたって、「利用者負担による利用者の減少」、「低いサービス報酬」、「スタッフの待遇悪化」などが施設・事業所の運営に大きく影響すると懸念されていました。実際に新体系・制度となって、貴施設・事業所の運営はどのような状況であり、どのようなことが課題となっていますか。

回 答 平成19年度10月移行済であるが、障害特性（継続的就労の困難さ・障害状況の流動性等）に係る利用率60%の現実を前にして、運営費収入の40%減及び事後・実績払いの弊害から、必要とする安定した職員配置の財源確保は困難であり、最低限度の職員配置を強いられている。

この限られた職員配置で、運営費財源としての給付金収入の向上（40%減の補填）を図るためには、利用者の就労場面の創出とフォロー及び日々の売り上げ実績の拡大による収益増を原資とした高い工賃の支払いが必要とされるが、利用者の生産性及び稼働力には大きな期待をもつことはできなく、いきおいスタッフの過重労働（異常事態）によって支えざるを得ない。又、収益実績の拡大といった至上命題の前に、利用者へのケア（本来業務・福祉サービス）と「商い」の二者択一を強えられる状況にあり、障害者福祉の本末転倒の図式を呈し、現場は苦悩している。

設問2 新体系への「移行」に関し、経過措置が適用されている市内の施設・事業所では、まだ、移行しているところはありません。貴施設・事業所では、いつごろ、どのサービスに移行することを予定していますか。また、「移行」に関して明確でない場合は、どのようなことが移行に関する意思決定を困難にしていますか。

回 答 清瀬市内グループ傘下事業所の制度移行計画（予定）は次のとおりである。

通所授産施設	ワークショップどんぐり	⇒	平成21年1月
共同作業所	福祉工房清瀬どんぐりの家	⇒	
共同作業所	クリーニングショップどんぐり	⇒	平成22年4月

設問3 障害者自立支援法では、障害のある人の「就労」が重視されており、市内の施設・事業所の皆様も、就労支援の推進が必要だと課題提起されてきました。貴施設・事業所の利用者で、就労を希望する人への支援体制（独自の取り組み、関連機関との連携など）はどのようになっていますか。一般企業へ就職するいわゆる「一般就労」と、授産施設などでのいわゆる「福祉的就労」とに分けて、その状況をご回答ください。

回 答 「一般就労」について

グループ全体としての該当ケースへの対応は、傘下の各事業所単位で案内及び助言しているが、困難事例等のフォローに際しては、地域生活支援センターを活用しての助言及びフォローとなる。個々のケースに応じて、清瀬市就労支援センターとの連携やハローワークへの同行支援等となる。積極的な就労事業所の開拓等の事業展開までには至っていない。

「福祉的就労」について

利用者の向き・不向き及び能力・症状に対応し得る選択肢として、多種多様な事業所及び作業所はグループ全体として整えられている。

問題は、福祉就労＝社会適応訓練プログラムの観点から、その基本となる利用者の向き・不向きや一人一人の能力及びペースの尊重といった基本的要件が、新法にお

ける就労偏重・収益実績指向の現実的なハードルによって形骸化（風化）されようとしていることへの危惧である。

座 長：ありがとうございました。委員の方、どうぞ質問等をお願いいたします。

委 員：先ほどの工房わかばさんも今の蒼空会の方も、新制度に移行して事務量が増えたというのですが、移行する時だけの話か、今後も続きそうなことなのか教えてください。

説 明 者：要するに、今までは補助金体制で4月に事業計画を市役所のほうに提出すると、1年間の途中で何回かに分けてお金が来る仕組みだったのが、移行すると、毎月日額日払いになりますので、日々書類を作らなければならないというわけです。

座 長：ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

委 員：毎日大変だと思いますが、燃料費や食材費の高騰の影響で、当然パンの価格も変化しなくてはいけないという中で、どのようなご苦労がありますか。

説 明 者：確かに原材料は上がっています。しかし、今うちの弁当やパンの値段を値上げしたら、お客様が遠のいてしまうことが恐ろしく、現在は値上げしておらず利幅がずっと低くなっている状況です。

座 長：他の委員さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

東京都清瀬園

設問1 障害者自立支援法の体系・制度となるにあたって、「利用者負担による利用者の減少」、「低いサービス報酬」、「スタッフの待遇悪化」などが施設・事業所の運営に大きく影響すると懸念されていました。実際に新体系・制度となって、貴施設・事業所の運営はどのような状況であり、どのようなことが課題となっていますか。

回 答 下記について、都と協議しながら検討しているところである。

障害者自立支援法による新体系への移行

指定管理制度による指定管理期間の終了への対応

「福祉・健康都市東京ビジョン」によるあり方検討の課題

設問2 新体系への「移行」に関し、経過措置が適用されている市内の施設・事業所では、まだ、移行しているところはありません。貴施設・事業所では、いつごろ、どのサービスに移行することを予定していますか。また、「移行」に関して明確でない場合は、どのようなことが移行に関する意思決定を困難にしていますか。

回 答 新体系移行については、設置者の都が決めることとなりますが、前述の状況により未定。

設問 3 障害者自立支援法では、障害のある人の「就労」が重視されており、市内の施設・事業所の皆様も、就労支援の推進が必要だと課題提起されてきました。貴施設・事業所の利用者で、就労を希望する人への支援体制（独自の取り組み、関連機関との連携など）はどのようになっていますか。一般企業へ就職するいわゆる「一般就労」と、授産施設などでのいわゆる「福祉的就労」とに分けて、その状況をご回答ください。

回 答 「一般的就労」について

基本的に一般就労を目的にしており、そのために経理・一般事務、パソコン等の訓練や就職面接会への参加等を行っている。

「福祉的就労」について

知的障害、精神障害をあわせて持っている方には、基礎学力の習得等地域生活移行支援を実施していますが、旧法の施設のため、地域の福祉的就労を活用することが認められておらず課題となっている。

座 長：ありがとうございました。委員の方、ご質問等どうぞ。自立支援法に移行していると考えて良いですか。

説 明 者：今はいわゆる、旧法の施設として経過措置で認められている施設です。内部障害者の更正施設というかたちでございます。新体系には移行していません。

東京都清瀬喜望園

設問 1 障害者自立支援法の体系・制度となるにあたって、「利用者負担による利用者の減少」、「低いサービス報酬」、「スタッフの待遇悪化」などが施設・事業所の運営に大きく影響すると懸念されてきました。実際に新体系・制度となって、貴施設・事業所の運営はどのような状況であり、どのようなことが課題となっていますか。

回 答 地域に利用者を受け入れるシステムを作る必要性や入所対象者の重度化が進み、介護体制の見直しが迫られる。サービス報酬が日払いシステムのため、入院の多い内部障害者を支援している施設は収入が安定しない。食事サービスは、請求を一食ごとにしているため中止等の対応のために、事務量が增大している。

設問 2 新体系への「移行」に関し、経過措置が適用されている市内の施設・事業所では、まだ、移行しているところはありません。貴施設・事業所では、いつごろ、どのサービスに移行することを予定していますか。また、「移行」に関して明確でない場合は、どのようなことが移行に関する意思決定を困難にしていますか。

回 答 平成 22 年 4 月に移行予定

生活介護事業、自立訓練事業、就労継続支援 B 型事業、入所支援事業

設問 3 障害者自立支援法では、障害のある人の「就労」が重視されており、市内の施設・事業所の皆様も、就労支援の推進が必要だと課題提起されてきました。貴施設・事業所の利用者で、就労を希望する人への支援体制（独自の取り組み、関連機関との連携など）はどのようになっていますか。一般企業へ就職するいわゆる「一般就労」と、授産施設などでのいわゆる「福祉的就労」とに分けて、その状況をご回答ください。

回 答 「一般就労」について

在宅生活が難しくなった障害者が入所している状態なので、一般就労は難しいと思われる。

「福祉的就労」について

自立訓練や就労継続 B 型の事業において、福祉的就労の機会を提供できるよう考えている。

座 長：質問のある方、どうぞ。あえて喜望園さんで強調されたいところがありましたらお話していただけますでしょうか。

説 明 者：お願いしたいことはありますが、清瀬市がそれをやってくれるかどうかという保障が果たしてあるのかというのがまず一つです。前回の時もお願いをしていますが、喜望園にいる方の在宅復帰の際の受け皿の整備をお願いしたいと思います。

座 長：それにつきましては例えば、移行する利用者さんの出身地などの問題は絡まないのでしょうか。

説 明 者：生活保護の方の場合は関係していますが、それ以外は障害の状況です。喜望園は呼吸器障害の方ですから、在宅に戻る場合はやはりその先生の側にいたがる傾向があるため、喜望園の側つまり清瀬市に出るといことになるかと思えます。なので、いわゆる障害者も入れる市の市営アパートとか、若しくは買い上げていただくのならアパート若しくは福祉ホーム等ができたら一番いいかなと思えます。

座 長：ありがとうございました。他の委員さん、いかがでしょうか。緊急報告について出していただいておりますが、これは国の制度についてのご意見だと思えますが。

説 明 者：ご存知のように東京都から喜望園というのは指定管理を受けてやっておりますので、東京都の施設です。そういう意味で言うと、今の段階ではこの区分に関してはクリアされているところです。喜望園がある東京都が、特例として認めることにおいては入所がそのまま継続になります。しかし、これが数年後に民間になった場合には、経営的な問題がでると思えます。

座 長：都の施設ですけども、土地柄でユーザーが清瀬市に住所がある方がほとんどと考えてよろしいですか。

喜 望 園：住所はほぼ 90%清瀬市清瀬市に置いています。ただし、いわゆる出身の場所は違います。

座 長：ありがとうございます。よろしいですか、他の委員の方。最後に何か言いたいことがありましたら時間が少しありますが。

説 明 者：内部障害の人の施設というのは、日本に一つしかありません。清瀬というまちがつくってきた施設ですから、これはなんらかのかたちで残していかないといけないと思います。高齢者の呼吸器障害の場合非常に医療的なケアが強くなっていますが、介護保険では特別養護老人ホームや老人保健施設での医療費については支払いの対象にならないといえます。そういう人たちには喜望園のような所が必要になりますが、その場合は民間ではやりづらくなると思います。そのため東京都の施設として残すように動いてほしいと言われていますが、清瀬市としても擁護していただくとありがたいと思います。

座 長：ありがとうございました。

東京アフターケア協会

設問 1 障害者自立支援法のサービス体系・制度となるにあつて、利用者負担により「サービスの利用抑制」や「生活への圧迫」が懸念されてきました。負担軽減策も講じられていますが、実際に新体系となって、当初、懸念されていたことについて会員・利用者の皆様からはどのような意見が出されていますか。

回 答 これまで負担がなかったのだから、軽減されているとはいえ自己負担があるのは納得できない。

設問 2 障害区分認定に関して、実態が適切に反映されないのではないかと懸念されていましたが、この点についてはどのような意見が出されていますか。

回 答 障害特性が加味されていない認定項目になっている。高次脳機能障害の人に不利にならないようにしてもらいたい。

設問 4 障害者自立支援法のサービス体系は別紙 1 のとおりであり、生活に係る基本的なサービスを提供する仕組みです。このような基本的なサービスだけでは充足できない多様なニーズがあると思われませんが、この点についてどのような意見が出されていますか。

回 答 利用者に提供する支援メニューは、いろいろな支援を組合せて、提供できるしくみにする。

設問5 平成15年3月に策定した「清瀬市福祉総合計画」では、「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」など、3つの理念を掲げて施策を推進してきました（別紙2参照）。会員・利用者の皆様から出される意見や要望から勘案して、これらの理念は実現されていると思われますか。実現されていないとすれば、どのようなことが問題ですか。

回 答 複数の社会資源が必要なケースがあるが、それをつなぐまたは、調整するケアマネジメントが一刻も早く機能してもらいたい。

座 長：ありがとうございました。工賃の変化はあまりないのですか。

説 明 者：工賃については、倍増計画は新事業体系に移ってからですが、現状でも年々上げていきます。また、それ以外に650円のお昼代を、一般の方510円に設定したり、通所にかかる全員の交通費を支給したりしています。その辺も含めて工賃という見方をしていたら非常に助かります。しかし今後、新体系に移行したときには大きな課題になってくると思います。

座 長：ありがとうございました。他の委員の方、よろしいですか。

委 員：社会的資源が少ないことが問題だとありますが、ちなみにどのような社会的資源があったらいいと思われますか。

説 明 者：入所施設から支援が難しくなって、違う資源を使うといったときに、ない施設もあり、全部網羅されていて、全部の対象施設のあるわけではないということです。

委 員：ありがとうございました。

座 長：ありがとうございました。

清瀬療護園

（関係団体として）

設問1 障害者自立支援法のサービス体系・制度となるにあたって、利用者負担により「サービスの利用抑制」や「生活への圧迫」が懸念されていました。負担軽減策も講じられていますが、実際に新体系となって、当初、懸念されていたことについて会員・利用者の皆様からはどのような意見が出されていますか。

回 答 短期入所事業について、現在は都加算があり経営を維持できるが、国基準の報酬単価に

なった場合に経営が困難になるという不安が常にある。

設問2 障害区分認定に関して、実態が適切に反映されないのではないかと懸念されていましたが、この点についてはどのような意見が出されていますか。

回 答 実態に反映されていないケースが何人か感じられる。調査を普段の関係が密である施設職員等の立会いの下で実施するのが必要である。

設問4 障害者自立支援法のサービス体系は別紙1のとおりであり、生活に係る基本的なサービスを提供する仕組みです。このような基本的なサービスだけでは充足できない多様なニーズがあると思われませんが、この点についてどのような意見が出されていますか。

回 答 サービス体系の項目はいろいろあるが、実態にそぐわないもの、あるいは実態がほとんど無いものがあると感じる。地域生活支援事業との連携がどう図られるのか、自立支援協議会の役割を含めてなかなか見えてこない。

設問5 平成15年3月に策定した「清瀬市福祉総合計画」では、「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」など、3つの理念を掲げて施策を推進してきました（別紙2参照）。会員・利用者の皆様から出される意見や要望から勘案して、これらの理念は実現されていると思われませんか。実現されていないとすれば、どのようなことが問題ですか。

回 答 3つの理念の実現は、困難かもしれないが少しでも近づくためには努力が必要であり、今後も同様のテーマを掲げて欲しい。

（事業所として）

設問1 障害者自立支援法の体系・制度となるにあたって、「利用者負担による利用者の減少」、「低いサービス報酬」、「スタッフの待遇悪化」などが施設・事業所の運営に大きく影響すると懸念されていました。実際に新体系・制度となって、貴施設・事業所の運営はどのような状況であり、どのようなことが課題となっていますか。

回 答 今は都の指定管理を受けているため運営は安定しているが、数年後に全事業が新体系に移行したら、大幅な減収が見込まれる。

設問2 新体系への「移行」に関し、経過措置が適用されている市内の施設・事業所では、まだ、移行しているところはありません。貴施設・事業所では、いつごろ、どのサービスに移行することを予定していますか。また、「移行」に関して明確でない場合は、どのようなことが移行に関する意思決定を困難にしていますか。

回 答 平成22年4月に移行予定

事業は、生活介護事業、施設入所支援事業、短期入所事業

設問 3 障害者自立支援法では、障害のある人の「就労」が重視されており、市内の施設・事業所の皆様も、就労支援の推進が必要だと課題提起されていました。貴施設・事業所の利用者で、就労を希望する人への支援体制（独自の取り組み、関連機関との連携など）はどのようになっていますか。一般企業へ就職するいわゆる「一般就労」と、授産施設などでのいわゆる「福祉的就労」とに分けて、その状況をご回答ください。

回 答 「一般就労」について

利用者の高齢化と医療的ケアの必要な方が多いため、一般就労は難しい。

「福祉的就労」について

上記の理由により難しいと考えている。

座 長：ありがとうございました。それでは委員の方からご質問等ございましたらどうぞ。

委 員：国立や都立、県立の施設の皆さんにお尋ねするんですけども、障害者自立支援法になって国立、都立、市立の順番で先に移行してお手本を見せてくれないかいつも思っています。現場の責任者の方として、移行に関してはどういうビジョンをお持ちですか。

説 明 者：私の立場は責任者ではないのですが。

委 員：そうですか。

説 明 者：法人としてというのでよろしいでしょうか。法人としましては、新体系に移行する際に、法人単位としてそれぞれの地域性に沿った施設をつくり上げたいと思っています。今見本を見せてほしいというようなお話がありましたが、そういう感覚は我々にはなかったものですから、いかに地域性に沿って貢献できるものをつくるかということが法人の今の命題になっております。

委 員：ありがとうございます。

委 員：地域への貢献で防災時に何か協力ができたらというご意見でしたが、私は民生児童委員をやっていまして、9周年事業として自然災害時に何かあったときに安否確認ができるように高齢者を1軒1軒お尋ねしています。市とも提携し防災のネットワークづくりを今後していってらどうかということをやっておりますので、是非ご協力いただけたらと思います。

座 長：他、ございますか。よろしいでしょうか。

清瀬市社会福祉協議会

設問1 障害者自立支援法のサービス体系・制度となるにあつて、利用者負担により「サービスの利用抑制」や「生活への圧迫」が懸念されていました。負担軽減策も講じられていますが、実際に新体系となつて、当初、懸念されていたことについて会員・利用者の皆様からはどのような意見が出されていますか。

回 答 20年7月の負担軽減策はおおむね評価されている。

設問2 障害区分認定に関して、実態が適切に反映されないのではないかと懸念されていましたが、この点についてはどのような意見が出されていますか。

回 答 区分認定にあたり障害種別共通の判定基準により実施するのは、無理があるのではないかと。

設問3 上記1のような「負担」などの経済的な理由ではなく、サービス提供の体制が十分でないために、必要なサービスが利用できないという意見がだされていませんか。もし、そのような意見があるとすれば、それはどのサービスについての意見ですか。

回 答 ショートステイサービスについて、介護者が誰になるのか分からないので利用しにくいという意見がある。

設問4 障害者自立支援法のサービス体系は別紙1のとおりであり、生活に係る基本的なサービスを提供する仕組みです。このような基本的なサービスだけでは充足できない多様なニーズがあると思われませんが、この点についてどのような意見が出されていますか。

回 答 障害があつても気軽に行けるコンサートなど余暇の過ごし方についての意見がある。

設問5 平成15年3月に策定した「清瀬市福祉総合計画」では、「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」など、3つの理念を掲げて施策を推進してきました（別紙2参照）。会員・利用者の皆様から出される意見や要望から勘案して、これらの理念は実現されていると思われませんか。実現されていないとすれば、どのようなことが問題ですか。

回 答 3つの理念ははまだ実現されていないと思われるが、その実現のために、継続的な利用者からの意見、要望等の把握が必要であると考えている。

設問6 その他、上記で書ききれなかったことがございましたらご自由にお書きください。

回 答 自立支援法の要点は、利用者に対する定率負担と事業者に対する日割り単価にあり、こ

の点で、利用者に対する軽減策は進んでいるが、事業者に対する見直しをさらに進め職員の低賃金が解消されることを望む。

座 長：ありがとうございました。では委員の方から質疑のほうよろしく願いいたします。

委 員：大切なところで、日割り計算の話ですが、私も入所施設については月割りでよろしいかと思っています。利用者にとってみて、今日利用したら今日の分だけ払いたいという気持ちは強かろうと思います。その辺はどういうお考えですか。

説 明 者：おっしゃることはわかります。同じことを私も考えました。でもそのときに最低ラインとして私が思ったのは、例えばデイサービスで月曜日だけとか、月水金だけというような契約の場合、その契約の分だけは最低限押さえていただきたいと思っています。必ずしも定率負担と事業者に対する日払いというのは一緒でなくてはいけないというわけではないです。最低限ラインをクリアしておいた上で、あとは欠席数において減算をすることも可能ですよね。そういう意味で、そこを切り離して考えたいと思います。定率負担というのは基本的に日払いですから、利用者は定率負担、日払いと、事業者に対する支払いの日払いというのは、切り離せないものだということではないと思います。

委 員：ありがとうございます。

座 長：ありがとうございました。この出していただいた中には全て重要なことが含まれていると思いますけれども、特に医療ケアの伴う入所とか、事務量の増大とか、様々な問題、人件費、防災、シヨトステイ、ストレッチャー、バスに乗れないなどの課題が浮かび上がったかなというふうに思っています。何をもって自立支援協議会が動いていって、そこがこの計画策定を中心に動かすと、すぐまとまるのかなというところ です。

2 その他

3 次回開催について

次回専門部会日程確認 8月25日(月) 18:30~20:30

以 上

(閉会)